

五所川原市長交際費の取扱い基準

平成23年4月18日

五所川原市告示第41号

改正 平成24年4月1日

五所川原市告示第33号

改正 平成28年3月17日

五所川原市告示第23号

改正 平成31年3月26日

五所川原市告示第22号

(趣旨)

第1条 この基準は、市行政の円滑な運営と透明性を確保するため、市長等(市長、副市長又は市長に代わって出席する職員をいう。)が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の種類、支出範囲、支出基準額、その他支出内容の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(種類、支出範囲及び支出基準額)

第2条 交際費の種類及び支出範囲は、次に掲げるものとし、その支出基準額は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 弔慰 市政功労者又は市政関係者等の死亡に際して支出する。
- (2) 慶祝 各種総会、大会、式典、行事等に市長等が出席する場合に支出する。
- (3) 会費 各種会合等に市長等が出席する場合に、その会費等の実費を支出する。
- (4) 賛助 市費から補助又は助成がなく、各種団体が行う事業等の趣旨に賛助する場合に支出する。
- (5) 接遇 市への訪問者、視察訪問先に対する特産品等の実費を支出する。
- (6) その他 前各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

2 前項に規定する支出において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるものにあつては、当該支出の額に消費税等のそれぞれの税率を乗じて得た額の合計額を当該支出に加えた額を支出基準額とする。

(支出内容の公表)

第3条 交際費の支出内容については、毎月、当月分を翌月末までに五所川原市ホームページに掲載するとともに、市長が指定する場所において縦覧に供することにより公表する。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、市長交際費の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準による改正後の弔慰に係る規定は、この基準の施行の日以後の死亡について適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区 分	支 出 基 準 額
弔 慰	別表第2に定めるところの範囲内とし、会費の場合は会費を限度とする。
慶 祝	お祝いは5,000円以内、祝花は20,000円以内。ただし、結婚に係るものは別表第2に定めるところの範囲内とし、会費の場合は会費を限度とする。
会 費	社会通念上妥当と認められる実費相当額
賛 助	社会通念上妥当と認められる範囲内において市長が決定する。
接 遇	社会通念上妥当と認められる範囲内において市長が決定する。
そ の 他	社会通念上妥当と認められる範囲内において市長が決定する。

別表第2（第2条関係）

対 象 者	弔 慰	慶 祝 (結婚)
1. 常勤の特別職員 2. 市議会議員 3. 執行機関の委員等 （教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び財産区議会議員等） 4. 名誉市民並びに市褒賞、文化褒賞及び内助功労章受賞者 5. 国会議員及び県議会議員 6. 市と密接な関係にある地方公共団体の首長 7. 特に市に功労があったと市長が認めた者	盛花 20,000円 香典 10,000円 法事 20,000円	20,000円

備考 名誉市民並びに市褒賞、文化褒賞及び内助功労章受賞者は、平成17年の市町村合併以降の者に限る。